

議案第6号

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所属議員が1人の場合」を「墨田区議会基本条例（平成30年墨田区条例第46号）第17条第1項及び第2項の規定により結成される会派をいい、当該会派に所属しない議員」に改める。

付 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

（提案理由）

墨田区議会基本条例の制定により、「議会における会派」について定義されることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。